

平成 23 年 9 月 6 日  
厚生労働省年金局

軍歴証明書がある事案に係る記録回復について（案）

○第 27 回年金記録回復委員会（7/12）において、年金記録確認第三者委員会から報告のあった「軍歴証明書がある事案に係るサンプル調査」の結果に基づく記録回復への対応については、以下のとおりの取扱いとしたい。

○第三者委員会のサンプル調査によると、対象事案がそれほど多くなく（厚生年金であつせん事案が 55 件）、また、軍歴証明書の取得に当たっては、各年金事務所で取得するよりも日本年金機構本部で一括して取得する方が効率的と考えられるため、該当事案については、以下の事務処理基準案に則り、日本年金機構本部及び各年金事務所段階で処理を行う。

【事務処理基準案】

〔積極要件〕

昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 5 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険の申立てであつて、申立人が当該申立期間中、旧陸海軍に徴集又は召集されていた場合において、次の①かつ②に該当するとき。

①旧陸海軍からの徴集又は召集

厚生労働省又は都道府県が発行する軍歴証明書により旧陸海軍に徴集又は召集されていたことが確認できる。

②在籍の事実及び期間

在籍証明書、人事記録、労働者（従業員）名簿、社員台帳、職員原簿、従業員カード等により、申立期間における在籍の事実及び在籍期間が確認できる。

〔除外要件〕

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

①旧厚生年金保険法第 59 条の 2 の適用にならない場合（例：志願兵の場合、被保険者資格の取得月に徴集又は召集された場合の当該取得月について）

②適用事業所ではない期間が含まれる場合

③旧陸海軍の共済組合の加入対象となる期間の可能性がある場合

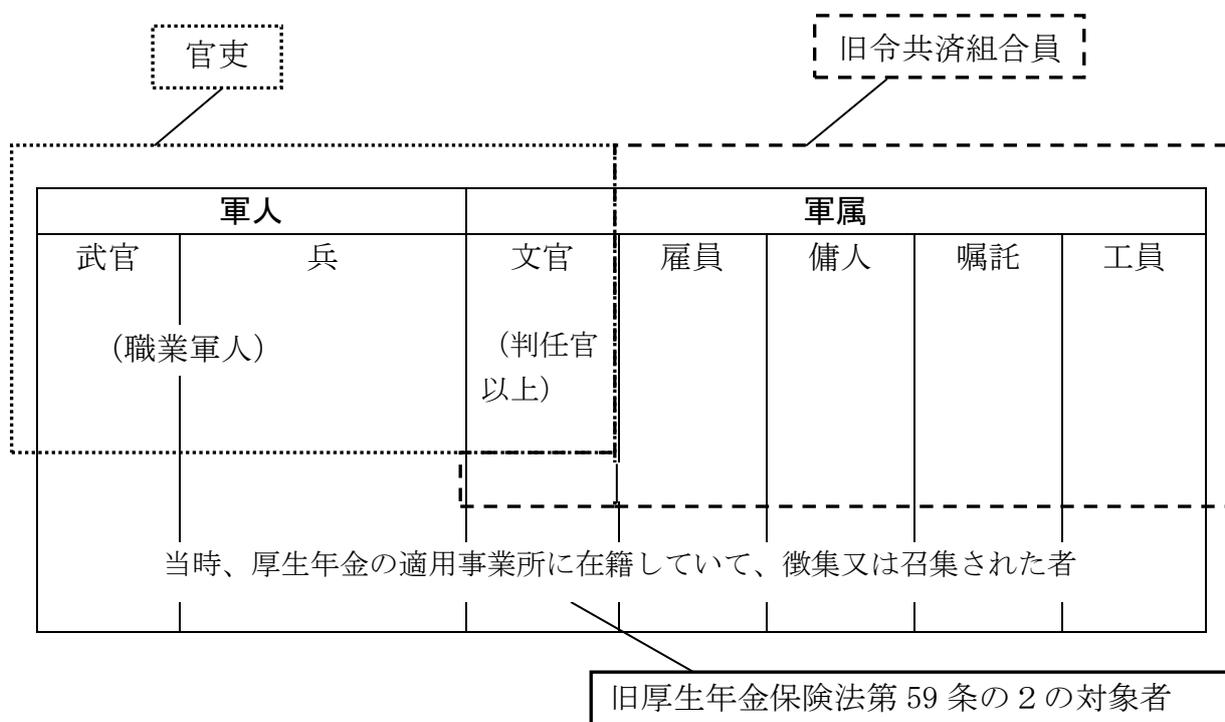
④申立の内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案についての再申立てである場合

○積極要件の「②在籍の事実及び期間」の確認（在籍証明書等の取得）については、各年金事務所で行い、積極要件の「①旧陸海軍からの徴集又は召集」の確認（軍歴証明書の取得）については、機構本部で行うなど、具体的な事務の取扱いについては、機構において別に策定するものとする。

○旧厚生年金保険法第 59 条の 2 の適用期間である昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 5 月 2 日までの間においては、旧厚生年金法第 14 条および旧厚生年金保険法施行令第 9 条により適用除外規定が設けられている。

○すなわち、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 の対象者には軍属が含まれることとなるが、旧厚生年金保険法施行令第 9 条第 2 号により共済組合の組合員は厚生年金の適用から除外され、第 9 条第 1 号により官吏・待遇官吏は同じく厚生年金の適用から除外されることから、徴集又は召集された軍属のうち、共済組合員および官吏は対象にはならない。一方、徴集又は召集された軍人は、厚生年金の適用から除外されないので、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 の対象になる。

【イメージ図】



※ 上記の図は、対象範囲を表すイメージ図であり、図の大きさは対象者数を表すものではありません。

## 厚生年金保険に係る関連条文

### ◆旧厚生年金保険法第14条

国ノ事業ニ使用セラルル者及使用セラレタル者並ニ東京都、北海道、府県、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ使用セラルル者ニ関シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得  
(自) 昭和19年6月1日 (至) 昭和22年8月31日・昭和19年2月法律第21号)

### ◆旧厚生年金保険法施行令第9条

国ノ事業ニ使用セラルル者及東京都、北海道、府県、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ使用セラ  
ルル者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ厚生年金保険ノ被保険者タラザルモノトス

一 官吏及待遇官吏

二 勅令ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員

(略)

(自) 昭和19年6月1日 (至) 昭和22年8月31日・昭和19年5月勅令第363号)

### ◆旧厚生年金保険法第59条ノ2

被保険者ガ陸海軍ニ徴集又ハ召集セラレタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ 其ノ期間保険料  
ヲ徴収セズ

(自) 昭和19年10月1日 (至) 昭和22年8月31日・昭和19年2月法律第21号)

### ◆旧厚生年金保険法施行令第25条ノ2

前月ヨリ引続キ被保険者タル者ガ厚生年金保険法第59条ノ2ノ規定ニ該当スルニ至リタル場合ニ  
於テハ 其ノ月以後、被保険者ガ其ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ同法同条ノ規定ニ該当スルニ至リ  
タル場合ニ於テハ 其ノ翌月以後 同法同条ノ規定ニ該当セザルニ至リタル月ノ前月迄ノ期間保険料  
ヲ徴収セズ但シ被保険者ガ同法同条ノ規定ニ該当スルニ至リタル月ニ於テ同法同条ノ規定ニ該当  
セザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(自) 昭和19年10月1日 (至) 昭和22年5月2日・昭和19年5月勅令第363号)